

大月市認定地域クラブ活動に関する指針

大月市教育委員会

(趣旨)

第1条 この指針は、中学校部活動の地域展開推進のため、地域でクラブ活動を実施する団体等（以下「地域クラブ活動」という。）を大月市教育委員会（以下「教育委員会」という。）にて、大月市認定地域クラブ活動として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、「大月市認定地域クラブ活動」とは、地域クラブ活動を中学校の部活動を継承、発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として教育委員会が認定した団体の活動をいう。

(認定の要件)

第3条 認定の対象となる地域クラブ活動は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）「IV学校部活動の在り方」に沿った適切な指導方法が確保されており、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切な行為が一切ないよう留意すること。
- (3) ガイドライン「IV学校部活動の在り方」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること。ただし、教育内大会2週間前に限り土日2日間の活動を認めることとし、休日における部活動と地域クラブ活動を合わせた活動回数は年間70回以内とすること。
- (4) 活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (5) 複数の役員や指導員が運営に携わっており、適切な指導の実施体制が確保されていること。ただし、1つの活動において報酬が発生する指導員の上限数は、別表を基本とし、認定時に競技性等を勘案して教育委員会にて設定する。
- (6) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (7) 次に掲げるすべてを満たす規約又は会則を作成し、適切な運営体制が確保されていること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 代表者、指導員、会計を置くことが記載されていること。
- (8) 学校部活動の活動回数や活動内容を共有するなど学校等との連携を適切に行なうこと。
- (9) 大月市内の中学校に在籍する生徒で編成されている団体であること。ただし、教

育委員会が認めた場合にはこの限りではない。

(10) 大月市が推進する学校部活動地域展開の取組に協力すること。

(11) 認定期間は、年度単位とし最長1年間とする。

(12) 本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする地域クラブ活動の代表者は、大月市認定地域クラブ活動認定申請書(様式第1号)、大月市認定地域クラブ活動要件確認書(様式第2号)、規約又は会則(任意様式)、参加者名簿及びその他クラブ活動の概要がわかる資料を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書の他に必要な資料の提出を求めることができることとし、当該地域クラブ活動はこれに応じなければならない。

(認定の決定)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第3条に規定する要件に適合するか審査し、必要に応じて現地視察を行った上、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により大月市認定地域クラブ活動に認定した場合には、大月市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による認定に際し、条件を付することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により地域クラブ活動を不認定とした場合には、大月市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 大月市認定地域クラブ活動は、認定後申請内容に変更又は取消がある場合は、大月市認定地域クラブ活動認定内容変更・取消届(様式第5号)を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(教育委員会の調査及び指導又は処分)

第7条 教育委員会は、大月市認定地域クラブ活動に対して、必要に応じて調査を行うことができ、指導又は処分が必要と判断した場合には、大月市認定地域クラブ活動指導・処分書(様式第6号)により指導又は処分することができる。

(指導又は処分の内容)

第8条 大月市認定地域クラブ活動は、前条の指導又は処分に真摯に対応しなければならない。

2 前条の指導又は処分の内容は、次の各号に掲げるものの中から教育委員会が判断し、行うものとする。

(1) 指導(改善後、改善報告書を教育委員会まで提出すること。)

(2) 活動の制限

(3) 役員又は指導員の解任

(4) 認定の取消

(5) その他教育委員会が必要と判断すること。

(補則)

第9条 この指針に定めるもののほか、地域クラブ活動の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この指針は、令和8年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

参加人数の条件	報酬が発生する地域クラブ活動指導員の上 限数
参加者1人から5人を指導するとき	1人
参加者6人から10人を指導するとき	2人
参加者11人から20人を指導するとき	3人
参加者21人以上を指導するとき	4人

年 月 日

（宛先）
大月市教育委員会

申請者 所在地
団体名
代表者名

大月市認定地域クラブ活動認定申請書

大月市認定地域クラブ活動の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

地域クラブ活動 の名称		
活動種目名		
活動内容		
参加者構成 (申請日現在)	大月市 中学生 名 (1年 名 2年 名 3年 名) () 中学生 名 (1年 名 2年 名 3年 名) () 中学生 名 (1年 名 2年 名 3年 名) その他 名 () 合計 名	
指導員数 (申請日現在)	名	
活動場所	(平日) (土日)	
活動時間	(平日) (土日)	
保護者負担金	(月、年) 円	
連絡先	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

※添付書類 規約又は会則（任意様式）、参加者名簿及びその他クラブ活動の概要がわかる資料

大月市認定地域クラブ活動要件確認書

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）「IV学校部活動の在り方」に沿った適切な指導方法が確保されており、暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切な行為が一切ないよう留意すること。
- ガイドライン「IV学校部活動の在り方」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること。ただし、教育内大会2週間前に限り土日2日間の活動を認めることとし、休日における部活動と地域クラブ活動を合わせた活動回数は年間70回以内とすること。
- 活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 複数の役員や指導員が運営に携わっており、適切な指導の実施体制が確保されていること。ただし、1つの活動において報酬が発生する指導員の上限数は、別表のとおりを基本とし、認定時に競技性等を勘案して教育委員会にて設定する。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 次に掲げるすべてを満たす規約又は会則を作成しており、適切な運営体制が確保されていること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 代表者、指導員、会計を置くことが記載されていること。
- 学校部活動の活動回数や活動内容を共有するなど学校等との連携を適切に行なうこと。
- 大月市内の中学校に在籍する生徒で編成されている団体であること。ただし、教育委員会が認めた場合にはこの限りではない。
- 大月市が推進する学校部活動地域展開の取組に協力すること。
- 認定期間は、年度単位とし最長1年間とする。
- 本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

年 月 日

団体名

代表者名

第 号
年 月 日

（申請者） 様

大月市教育委員会 印

大月市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付け第 号により申請のあったことについて、大月市認定地域クラブ活動として認定したので、大月市認定地域クラブ活動に関する指針第5条第2項の規定により通知します。

1. 認定地域クラブ活動の名称

2. 代表者名

3. 認定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 認定条件

- ・ 1つの活動において報酬が発生する指導員の上限数は、

・

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

大月市教育委員会 印

大月市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付け第 号により申請のあったことについて、下記理由により不認定としたので、大月市認定地域クラブ活動に関する指針第5条第4項の規定により通知します。

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）
大月市教育委員会

届出者 所在地
団体名
代表者名

大月市認定地域クラブ活動認定内容変更・取消届

下記のとおり大月市認定地域クラブ活動申請時の内容を（ 変更 ・ 取消 ）します。

認定地域クラブ 活動の名称	
変更・取消日	
変更事項	
変更内容	(新) (旧)
変更理由	
取消事項	
取消理由	

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大月市教育委員会 印

大月市認定地域クラブ活動指導・処分書

大月市認定地域クラブ活動に関する指針第7条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり（指導・処分）します。

1. 認定地域クラブ活動の名称

2. 内容

3. 理由